

河北中学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針 河北中学校平成26年3月策定より一部抜粋

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成に甚大かつ重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、生徒の尊厳を保持するため、市・学校・地域・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見、対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

II いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりして、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやしたて立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

III いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめ防止

(1) 基本的考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事である。そこで、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり、日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、改善や検討を加える取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

①いじめについての共通理解

学校全体において、いじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・職員会議や校内研修において、本校のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・いじめゼロを目指す生徒会活動の推進を図る。
- ・他者との関わりにおいて、挨拶の大切さを実感できるように、自転車置き場から校門までの坂を「あいさつ坂」と称し、積極的に挨拶することを推進する。

③自己有用感や自己肯定感を育む

○一人一人が活躍できる活動の推進

- ・総合的な学習の時間での異学年交流を通して、個性の伸長を図る。例えば、体育的行事の縦割り応援練習のように、3年生がリーダーシップをとって主体的に1・2年生に応援歌や演舞を指導するピア・サポート的な活動を行う。
- ・生徒の自治的活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組む学習計画の充実

○他者との関わりを実感できる体験活動

- ・友人との関わり合いを通して、楽しさやうれしさを実感できる活動を実践する。特に、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間などにおける道徳力の育成に資する体験活動を推進する。

○互いのよさを認め合う活動の充実

- ・生徒会活動の一つである「ポジティブカード」活動を継続し、学校全体で互いのよさを発見し、認め合う雰囲気づくりを進める。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめ・不登校の早期発見のための措置

①実態把握、情報共有

○いじめ・不登校に関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- ・個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・月に1回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・放課後などに教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に保護者から情報を得る。
- ・集まったいじめ・不登校に関する情報は、ワンノートに記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

②体制整備とその点検

生徒や保護者が、いじめ・不登校に関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くようにする。また、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校いじめ・不登校の早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

②組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導委員会（いじめ・不登校問題対策委員会）で直ちに共有する。その後は、生徒指導委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③警察との連携

いじめの加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

①いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

②保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるなど、複数での教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等

の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

(4) いじめの解消と支援の継続

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校生徒指導対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校生徒指導対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

③支援の継続

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があり、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(5) いじめの加害生徒への指導又はその保護者への助言

①再発防止

いじめの加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

②保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

② いじめの加害生徒への指導等

担任等は、いじめの加害とされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめの被害生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめの加害生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格

の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市町村教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(6) いじめが起きた集団への働き掛け

①「観衆」「傍観者」のない集団への指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、SELやPBI Sの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて、実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

②望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(7) ネット上のいじめへの対応

①不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や石巻市教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無

料通話アプリ，携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見されにくいため，予防として，学校における情報モラル教育を進めるとともに，通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い，生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策・不登校支援年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策・不登校支援年間計画を作成する。作成や実施に当たっては，保護者や生徒の代表，地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめ・不登校の問題に適切に対応するため，校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における「いじめ・不登校防止等の対策のための組織」で情報を共有し，組織的に対応する。いじめ等があった場合の組織的な対処を可能とするよう，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員で共通理解を図る。

いじめ等の問題等に関する指導記録をワンノートに保存し，生徒の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また，必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため，いじめ・不登校を始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い，いじめ・不登校の防止等に適切に取り組んでいくことができるように，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織体制を整え，校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめ・不登校への対応に係る学校評価においては，P D C Aサイクルに基づいて評価する。この際，いじめの有無やその対応のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめ等の実態把握や対応が促されるよう，生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組の状況を評価し，その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により，地域や保護者に対して，いじめ等の問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校通信の地域への配布等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

IV いじめ・不登校の防止等の対策のための組織

1 「いじめ・不登校問題対策委員会」（生徒指導委員会）の設置

本校におけるいじめ等の防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・不登校問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

○学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○いじめの相談・通報の窓口となる。特に、その中心として対応する職員は、いじめ対策・不登校支援担当者とする。

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ・不登校問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

<p><学校の教職員></p> <ul style="list-style-type: none">・校長，教頭，生徒指導主事，いじめ対策・不登校支援担当者，養護教諭，教育相談担当教員，その他の関係職員（学年主任，学級担任，部活動担当教員等）
<p><心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー・学校医，警察官経験者，学校評議員等
<p><保護者や地域住民等></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者の代表（PTA役員等）・生徒の代表（生徒会役員等）・地域住民

*いじめ問題対策委員会におけるいじめ対策・不登校支援担当者の役割

- ①いじめ対策への取組の検証（PDCAサイクル）
- ②いじめへの教職員の共通理解と意識啓発
- ③年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認
- ③ いじめ対策委員会で検討した内容を職員会議等で報告

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主事〉

- ・いじめ・不登校問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

〈いじめ対策・不登校支援担当者〉

- ・魅力ある学校づくりにむけた提案
- ・いじめへの教職員の共通理解と意識啓発

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

- ・保健室利用の児童生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

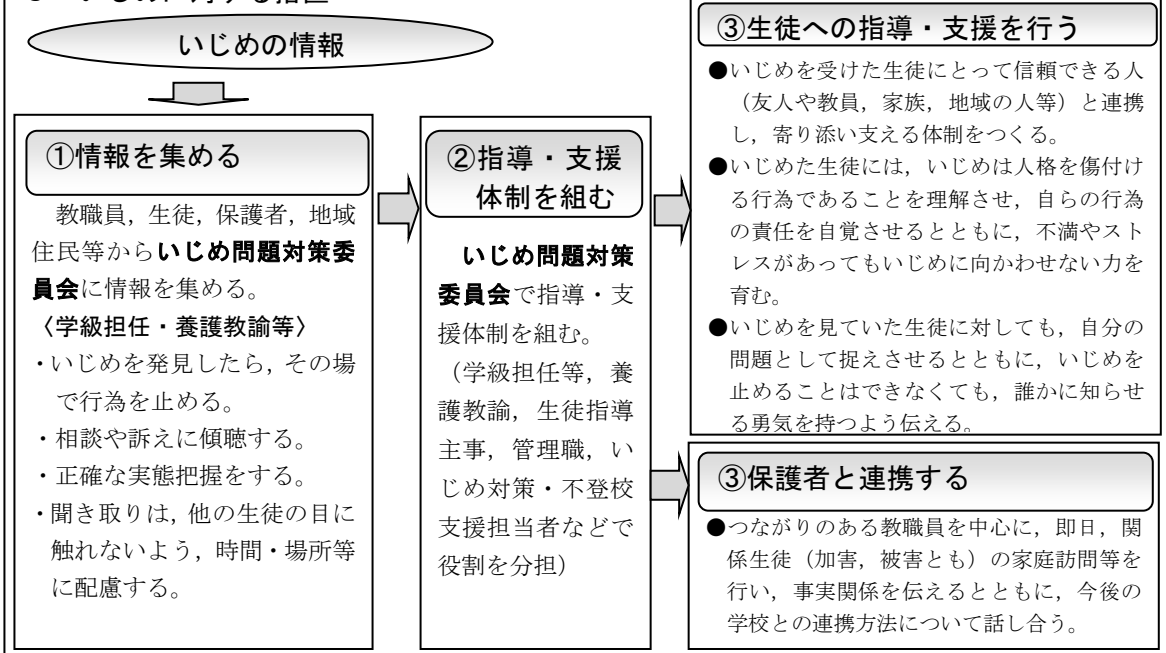
〈生徒指導主事〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

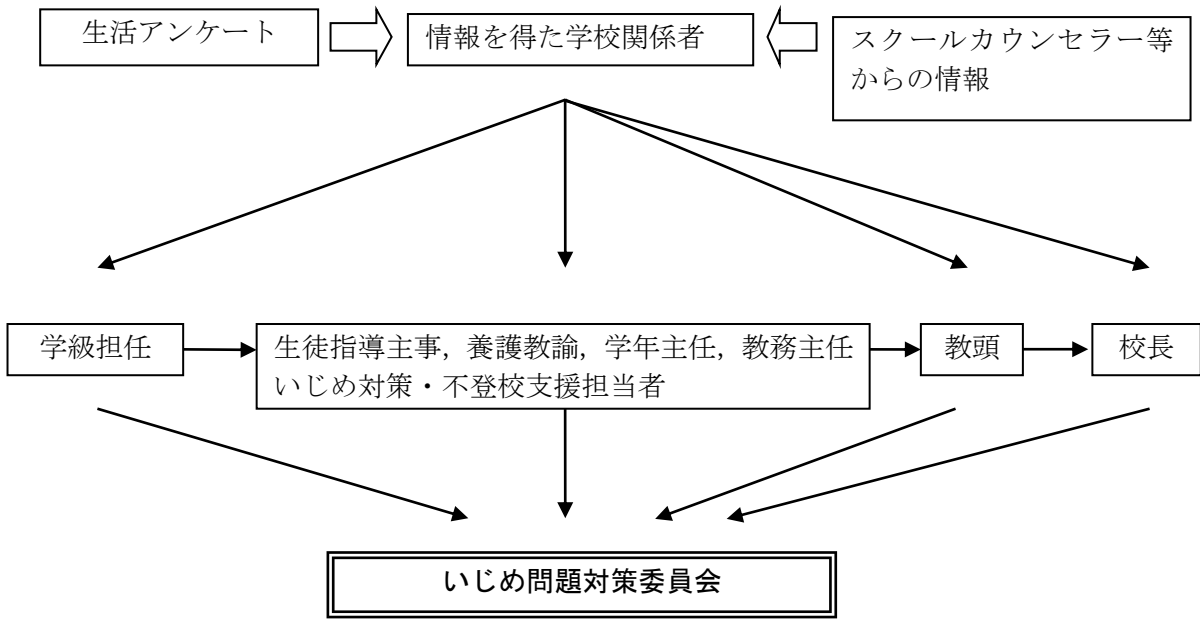
〈管理職〉

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置



生徒の気になる情報(学校、家庭、地域からの情報など)



<p>(関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー ・在学青少年育成員 ・教育事務所専門カウンセラー ・総合教育センター ・民生児童委員 ・児童相談所 ・各警察署生活安全課 ・石巻市担当課 ・人権擁護委員 ・学校評議員他 	連携	<p>(構成員)</p> <p>校長, 教頭, 主幹教諭, 教務主任, 生徒指導主事, いじめ対策・不登校支援担当者, 養護教諭, 学年主任, 学級担任, その他の関係教職員, スクールカウンセラー等</p> <p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の作成, 実行, 検証, 修正 ・情報収集と記録, 情報共有 ・相談窓口, 通報窓口 <p>(いじめ問題対策委員会緊急会議の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握, 事実関係の聴取 ・問題の明確化 ・指導や支援体制の方針の決定 ・役割分担の決定 	継続的な指導・支援	<p>(関係者への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた生徒への対応 ・いじめた生徒への対応 ・観衆, 傍観者への対応 ・事案に関わっている保護者への対応 ・PTA, 地域への対応 ・マスコミへの対応
--	----	---	-----------	--

